

## 〔介護給付〕

サービスの種類	内 容	対象となる区分
①居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	区分1以上
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する方が対象となります。 居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	区分4以上
③行動援護	知的又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある方で常時介護を要する方が対象となります。行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。	区分3以上 かつ、 行動関連の項目10点以上
④療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する方が対象となります。主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	区分5以上
⑤生活介護	常時介護を必要とする方が対象となります。主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。	概ね区分4以上 ※年齢により異なる
⑥短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	区分1以上
⑦重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。	区分6以上
⑧施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	概ね区分4以上 ※年齢により異なる
⑨同行援護	外出時における視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となるサービスを提供します。	重度視覚障がいにより 移動に著しい困難を有する障がい者等

②…18歳以上が対象となります

④・⑤・⑧…18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります